

令和7年度淀川区運営方針改訂履歴（令和7年8月29日改定）

一重線部分……削除 二重線部分……追加

改定箇所	改定前	改定後	改定理由
経営課題1 安全で安心なまちづくり（地域防災・地域福祉の推進）/主な戦略(課題解決の方策)	①【防災・減災対策】 ・略 ・新大阪駅周辺企業等における一斉帰宅抑制の啓発及び一時滞在スペースの拡充のため、周辺企業や専門学校などへ個別に協力依頼 ・略	①【防災・減災対策】 ・略 ・新大阪駅周辺企業等における一斉帰宅抑制の啓発及び一時滞在施設の拡充のため、周辺企業や専門学校などへ広く協力依頼 ・略	表現の修正
経営課題1 安全で安心なまちづくり（地域防災・地域福祉の推進）/アウトカム指標	【防災・減災対策】 ①区民アンケートで「区役所と地域が防災・減災対策に取り組んでいると感じる」と答えた割合 7年度末までに66%以上（現状[6年度]：66%） 【防犯対策】 ②-1区民アンケートで「区役所が地域、企業、警察と連携して犯罪防止に取り組んでいると感じる」と答えた割合 7年度末までに85%以上（現状[6年度]：60%） ②-2特殊詐欺件数について、警察と協力し、啓発活動を月1回から月2回以上実施し、令和4年の認知件数（51件）から5%削減（現状[6年]：33件） 【生活困窮者を支える仕組みの構築】 ③区民アンケートで「区内に各種相談窓口があることを知っている」と答えた割合 7年度末までに75%以上（現状[6年度]：66%）	【防災・減災対策】 ①-1 広報誌「よどマガ！」やホームページ等の広報媒体を用いて月に1回以上、防災知識の普及啓発や防災・減災対策に係る情報発信を行う。 ①-2 今年度内に自主防災組織を中心として実施される全ての避難所開設訓練等において、区災害対策本部との情報通信訓練（大阪市防災情報システムアプリを活用）を行う。 【防犯対策】 ② 特殊詐欺件数について、警察と協力し、啓発活動を月1回から月2回以上実施し、令和4年の認知件数（51件）から5%削減（現状[6年]：33件） 【生活困窮者を支える仕組みの構築】 ③区内相談支援機関に対する「総合的な相談支援体制の充実事業」の説明会の実施回数（6年度実績4回、7年度目標回数5回）	令和7年2月5日付けの市政改革室からの通知を踏まえ、運営方針のアウトカム指標の設定を再考し対象となるアンケートの見直しや定性的な目標への変更を行った。
経営課題2 子育てや教育環境が充実したまちづくり/アウトカム指標	【切れ目のない子育て支援】 ①-1区民アンケートで「安心して子育てができる環境であると感じる」と答えた割合 7年度末までに41%以上（現状[6年度]：41%） ①-2区民アンケートで「ヤングケアラーと思われることがいた場合、何もしない・わからない」と答えた割合 7年度末までに30%未満（現状[6年度]：32%）	【切れ目のない子育て支援】 ①-1 乳幼児健診（3か月・1歳6か月・3歳）に実施するアンケートにおいて、「この地域で、今後も子育てをしていきたいですか」との質問に対し「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と肯定的な回答をした割合について89%以上を維持する。（令和6年度：89.2%） ①-2 ヤングケアラーまたはその可能性のある児童・生徒を支援につなぐため、年3回以上各小中学校を訪問し、区ヤングケアラー支援事業を教職員へ周知する。	
経営課題3 人と人がつながり にぎわいと魅力あふれるまちづくり/アウトカム指標	【地域コミュニティの活性化】 ①区民アンケートで「防災訓練や夏祭り、児童の登下校時の見守り活動、高齢者食事サービス、敬老会など、身近な地域活動が地域の方々によって行われていることを知っている」と答えた割合 7年度末までに85%以上（現状[6年度]：73%）	【地域コミュニティの活性化】 ①広報誌「よどマガ！」やホームページ等の広報媒体を用いて月に1回以上、地域活動協議会の活動等の情報発信を行う。	
経営課題4 区民が利用しやすい区役所づくり/アウトカム指標	【区民の立場に立った区政運営】 ①区民アンケートで「区政に区民の意見が伝わり、反映させる体制ができている」と答えた割合 7年度末までに54.7%以上（現状[6年度]：48.6%）	【区民の立場に立った区政運営】 ①区民から届いたご意見や区政会議で出たご意見等の反映状況を、様々な情報発信媒体を用いて年間4回以上発信する。	
経営課題2 子育てや教育環境が充実したまちづくり/主な戦略(課題解決の方策)	【切れ目のない子育て支援】 ・略 ・ヤングケアラーの支援に関する周知・啓発の強化 ・こども家庭センターによる母子保健・児童福祉双方の連携・協働	【切れ目のない子育て支援】 ・略 ・ヤングケアラー支援に関する周知・啓発の強化 ・ヤングケアラー支援に関して、スクールソーシャルワーカーやこどもサポート推進員を活用した小中学校の児童生徒についての状況把握 ・こども家庭センターによる母子保健・児童福祉双方の連携・協働	令和6年6月施行「子ども・若者育成支援推進法」でヤングケアラー支援が明記されたことを受け、本市において「支援の内容は変わらないが、各区におけるヤングケアラー全体の把握が必要」とされたことから、ヤングケアラーの把握に関する取組みを追加設定した。